

# 令和2年度 第2回医師国保通常組合会

と き 令和3年2月25日(木) 16:00～16:30

ところ ユウベルホテル松政

2月18日に山口県総合保健会館第1研修室にて開催予定だったが、積雪による交通状況に鑑み、日程及び会場を変更して開催されることとなった。

## I 開会

事務長、出席議員の確認を行い、議員定数31名、出席議員25名で定足数に達しており、会議が成立する旨報告。

## II 理事長挨拶

**河村理事長** 本日は、ご多忙の中お集まりいただきありがとうございます。

さて、本日は、令和2年度第2回の通常組合会で、令和3年度事業計画・予算について、ご審議をお願いすることとしております。

平成28年度より、5年にわたる国庫補助金の

減額が行われ、令和2年度がその最終年度となります。協会けんぽと同じ補助率にまで下がったことによる補助金減収及び高額薬剤の影響により、本組合の財政状況は、非常に厳しい状況が続いております。

そのため、国保問題検討委員会を立ち上げ、昨年の12月10日に第1回目の委員会を開催し、まずは、現状と今後の課題についてご認識を深めていただいたところです。

また、医療保険制度改革においては、団塊世代が後期高齢になられる時期が近いこと、後期高齢者約370万人については、窓口負担を1割から2割に引き上げるなど、全世代型社会保障改革が検討されています。

そして、高額医療費共同事業においては、令和3年度からは従来の100万円を超える高額医療費の補助に加えて、400万円を超える高額医療

## 出席者

### 組合会議員

大島郡	野村 壽和	徳 山	津永 長門
玖 珂	山下 秀治	徳 山	高木 昭
熊毛郡	吉村伸一郎	防 府	木村 正統
吉 南	弘中 克己	下 松	山下 弘巳
美 祢郡	竹尾 善文	岩 国市	小林 元壯
下 関市	綾目 秀夫	岩 国市	西岡 義幸
宇 部市	黒川 泰	山陽小野田	藤村 嘉彦
宇 部市	西村 滋生	山陽小野田	伯野 卓
宇 部市	土屋 智	光 市	井上 祐介
宇 部市	矢野 忠生	柳 井	弘田 直樹
山 口市	成重 隆博	長 門市	半田 哲朗
山 口市	林 大資	美 祢市	札場 博義
萩 市	綿貫 篤志		

### 役員

理 事 長	河村 康明	監 事	藤野 俊夫
副理事長	今村 孝子	監 事	篠原 照男
副理事長	加藤 智栄	監 事	岡田 和好
常務理事	沖中 芳彦		
常務理事	長谷川奈津江		
	<small>法令遵守(コブ)担当理事</small> 伊藤 真一		
理 事	清水 暢		
理 事	前川 恭子		
理 事	郷良 秀典		
理 事	河村 一郎		
理 事	白澤 文吾		
理 事	上野 雄史		
理 事	縄田 修吾		

費に対して一定額が補助され、国保組合のリスクヘッジ機能強化が図られようとしています。

国保組合は、同種同業の強い連帯意識と相扶共済の精神に基づいた保険者ですが、被保険者の高齢化に伴う被保険者数の減少等、国保組合を取り巻く情勢は、さらに厳しくなると予想されます。

執行部一同、今後とも健全で効率的な組合運営に努めて参りますので、引き続き、先生方のご指導・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

**III 議事録署名議員指名**

矢野議長、議事録署名議員を次のとおり指名。

成重 隆博 議員

山下 弘巳 議員

**IV 議案審議**

**承認第1号 令和3年度山口県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画について**

沖中常務理事 平成22年より、国から法令遵守の体制整備が求められ、本組合では、平成23年2月の組合会で、規約改正及び基本方針の策定を議決していただいた。

この基本方針の中で、毎年度理事会において、具体的な実践計画を策定し、組合会の承認を得ることと規定しており、本年1月21日開催の第16回理事会で令和3年度の実践計画を策定したので、ご報告する。

- 1 法令遵守マニュアルの策定では、組織体制を規定している。
- 2 法令遵守に関する指導・研修では、理事会の際にマニュアル等の確認等による研修を行っている。
- 3 法令遵守のための管理については、担当職員の仕事のあり方について記載している。
- 4 法令遵守関連情報の組織的な把握等、及び、
- 5 不祥事故への対応体制では、役職員の役割等と報告・調査体制を定めている。

以上の実践計画に基づき、役職員ともに、国民健康保険法・番号法などの関係法令に沿って、厳正に業務運営を行っていく。

ご承認いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

**令和3年度山口県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画**

令和3年1月21日 理事会議決

山口県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、令和3年度の実践計画を次のとおり策定する。

- 1 法令遵守マニュアルの策定**  
役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制などを網羅した法令遵守マニュアル等を策定する。  
① 法令遵守マニュアルは、全ての役職員が容易に閲覧できるようにする。  
② 法令遵守マニュアル等を策定し、全ての役職員に配布する。
- 2 法令遵守に関する指導・研修**  
不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。  
① 法令遵守マニュアルにより、周知徹底を行う。  
② 役職員を対象とした法令遵守を徹底するため研修を実施する。
- 3 法令遵守のための管理**  
事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署同一業務に従事させないように入社ローテーションを実施し、又はやむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合には、事故防止等のため、同一業務について複数の職員により執行することとする。
- 4 法令遵守関連情報の組織的な把握等**  
役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。  
① 役職員が把握した法令遵守関連情報（組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事件に関する報告、保険給付に関する争い、経理処理の状況等）については、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。  
② 法令遵守担当理事等は、法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告する。  
③ 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。
- 5 不祥事故への対応体制**  
役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。  
① 法令遵守担当理事等は、規約、規程等に則り、理事会に報告する。  
② 理事長は、法令等に従い、監督官庁に報告するとともに、法令遵守担当理事等とともに適切な調査を行う。
- 6 雑則**  
この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。

**議案第1号 令和3年度山口県医師国民健康保険組合事業計画について**

沖中常務理事 1.「保険給付」は、本組合の主体的事業であり、疾病や負傷に対する療養の給付のほかに、療養費・高額療養費等の各種給付事業を実施する。

2.「保健事業」では、平成30年度開始のジェネリック差額通知や医療費通知の事業を含めた7事業すべてを継続している。

5.「組合員資格確認調査」では、国より適正な資格保有について、住民票の照合等による確認を定期的に行うよう義務づけられているため、本組合においては、保険証の更新前に調査を行うこととしている。

被保険者証の有効期限は令和4年3月のため、令和3年10月頃から調査を行う予定となっている。皆様のご協力をお願いする。

令和3年度事業計画

1. 保険給付について

(1) 療養の給付

被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 処置、手術その他の治療
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

なお、一部負担金として、10分の3を支払わなければならない。ただし、小学校就学前の被保険者については、10分の2を支払う。また、70歳以上の前期高齢者については、10分の2、現役並み所得者は、10分の3を支払う。

(2) 入院時食事療養費の支給

被保険者（特定長期入院被保険者（療養病床に入院する65歳以上の被保険者。）を除く）が、自己の選定する保険医療機関について国民健康保険法第36条第1項第5号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、組合員に対し、入院時食事療養費を支給する。

(3) 入院時生活療養費の支給

特定長期入院被保険者が、自己の選定する保険医療機関について、国民健康保険法第36条第1項第5号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、組合員に対し、入院時生活療養費を支給する。

(4) 保険外併用療養費の支給

被保険者が自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、組合員に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

(5) 療養費の支給

療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診察、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

なお、海外渡航中の療養に対して、療養費を支給する（海外療養費）。

(6) 訪問看護療養費の支給

被保険者が、指定訪問看護事業者について指定訪問看護を受けたときは、組合員に対し、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

(7) 特別療養費の支給

組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、組合員に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。

(8) 移送費の支給

被保険者が、療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、組合員に対し、移送費として、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。

(9) 高額療養費の支給

療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第56条第2項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、組合員に対し、高額療養費を支給する。

00 高額介護合算療養費の支給

一部負担金等の額（国民健康保険法第57条の2第1項の高額療養費が支給される場合）にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第51条第1項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合）にあっては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第61条第1項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合）にあっては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。

01 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として40万4千円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、これに1万6千円を加算する。

02 葬祭費の支給

被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、甲種組合員は20万円、乙種組合員及び組合員の家族は10万円を支給する。

03 傷病手当金の支給

被保険者である組合員が、疾病又は傷病のため引き続き10日を超えて休業・休職をしたときは、11日目から起算して最高180日間1日につき甲種組合員は6,000円、乙種組合員は3,000円を傷病手当金として支給する。

2. 保健事業について

(1) 健康診断事業の実施について

被保険者である甲種組合員と組合員の配偶者及び被保険者である乙種組合員の健康保持のため「健康診断」の奨励と助成金の支給を行う。また、特例措置として、後期高齢者組合員に対する「健康診断」の助成を行う。

なお、医療に従事する被保険者のB型肝炎予防対策としてHBs抗原・抗体検査の実施は健康診断の中で行う。

(2) 健康教育事業の実施について

被保険者及び後期高齢者組合員に対して、健康に関する情報誌を配布する。

(3) 健康増進事業の実施について

被保険者及び後期高齢者組合員の健康増進対策として、参加しやすいコースを設定し、教養面を加えたウォーキング大会を実施する。

(4) 特定健康診査、特定保健指導の実施について

平成20年度から医療保険者に義務付けされた「特定健診・保健指導」について第3期実施計画に基づき実施する。

(5) 死亡見舞金の支給について

後期高齢者組合員が死亡したときは、その遺族に対し死亡見舞金として10万円を支給する。

(6) 医療費通知の実施について

該当組合員に「医療費通知」を送付する（年1回）。

(7) ジェネリック差額通知の実施について

該当被保険者に「ジェネリック差額通知書」を送付する（年1回）。

3. 広報活動について

(1) 山口県医師会報に「国保組合欄」を設けて、本組合の広報に資する。

(2) 保険給付等について解説した「医師国保のしおり」を作成し、組合員に配布する。

4. 社会保障・税番号制度への対応について

オンライン資格確認等の実施に向けた対応としてシステム改修等を行う。

5. 組合員資格確認調査について

全組合員を対象に3年に1度の資格確認調査を実施する。

6. 月別事業計画

月	組合会・理事会	諸会議及び研修会
4	理事会	
5	理事会	全国国保組合協会中国四国支部総会・委託研修会 全国医師国保組合連合会代表者会
6	理事会	全国国保組合協会通常総会
7	理事会 監事会 組合会	全国国保組合協会職員研修会 中国四国医師国保組合連絡協議会 中国地方国保事務担当者研究協議会
8	理事会	
9	理事会	全国国保組合協会理事長・役員研修会
10	理事会	全国国保組合協会事務長研修会 全国医師国保組合連合会第59回全体協議会
11	理事会	全国国保組合協会保健事業推進担当者研修会 全国医師国保組合連合会事務長連絡会 第19回学びながらのウォーキング大会 全国国保組合協会被保険者全国大会
12	理事会	中国四国医師国保組合事務連絡会
1	理事会	全国国保組合協会事務長研修会
2	理事会 組合会	全国国保組合協会理事長・役員研修会
3	理事会	全国国保組合協会通常総会

6.「月別事業計画」では、理事会・組合会及び諸会議等を示している。

**議案第2号 令和3年度山口県医師国民健康保険組合歳入歳出予算について**

**沖中常務理事**

**<歳入>**

第Ⅰ款「国民健康保険料」については、被保険者の減少による新年度見込み数により、10億9,441万6千円と算出している。令和2年度予算額に対し、3,412万2千円の減となっている。

第Ⅱ款「国庫支出金」は、1億2,205万5千円で、第1項内の「事務費負担金」、及び、第2項内の「療養給付金等補助金」は、厚労省が示した算出式による額を計上している。

また、第1項内の「特別調整補助金（保険者機能強化分 他）」として、医療費通知やジェネリック差額通知等の経費、及び、全国国保組合協会開発の各種システム負担金を含んでいる。

なお、療養給付費に関する国庫補助の見直しについては、平成27年度まで32%であった従来分の補助率が、令和2年度までの5年間で、社会保険並みの13%に引き下げられている。厚労省が示した算出方法により3,770万9千円の補助金見込額としているが、32%で計算した9,282万2千円と比較すると、補助金は約4割まで削減されている。

第Ⅲ款「共同事業交付金」は、全国国保組合協会が示す高額医療費共同事業に対する交付金として4,376万円とし、令和2年度より1,665万3千円の減となっている。

第Ⅳ款「財産収入」は3万円で、特別積立金等の利息を計上している。

第Ⅴ款「繰入金」は1千円で、科目存置としている。

第Ⅵ款「繰越金」は、差し引き残

高の2億1,075万7千円とし、令和2年度予算額より約8,000万円増となっている。

第Ⅶ款「諸収入」は、令和2年度と同額の4千円を計上している。

以上、歳入の合計は、令和2年度より約1%、1,634万2千円増の14億7,102万3千円となっている。

**<歳出>**

第Ⅰ款「組合会費」については、国保問題検討委員会分として、令和2年度より64万7千円増の322万8千円を計上している。

第Ⅱ款「総務費」は、役員報酬等組合運営の事務費等として、令和2年度より253万7千円減の3,770万1千円を計上している。

**令和3年度歳入歳出予算**

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
I 国民健康保険料	1,094,416	I 組 合 会 費	3,228
(1) 国民健康保険料	1,094,416	(1) 組 合 会 費	3,228
II 国庫支出金	122,055	II 総 務 費	37,701
(1) 国庫負担金	3,141	(1) 総 務 管 理 費	37,196
(2) 国庫補助金	118,914	(2) 徴 収 費	505
III 共同事業交付金	43,760	III 保 険 給 付 費	678,663
(1) 共同事業交付金	43,760	(1) 療 養 諸 費	602,022
IV 財産収入	30	(2) 高 額 療 養 費	57,535
(1) 財産運用収入	30	(3) 移 送 費	100
V 繰 入 金	1	(4) 出 産 育 児 諸 費	10,506
(1) 準備金等繰入金	1	(5) 葬 祭 諸 費	1,500
VI 繰 越 金	210,757	(6) 傷 病 手 当 金	7,000
(1) 繰 越 金	210,757	IV 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	245,114
VII 諸 収 入	4	(1) 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	245,114
(1) 預 金 利 子	1	V 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	41,096
(2) 雑 入	3	(1) 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	41,096
		VI 介 護 納 付 金	152,373
		(1) 介 護 納 付 金	152,373
		VII 共 同 事 業 拠 出 金 等	67,518
		(1) 共 同 事 業 拠 出 金	61,359
		(2) 共 同 事 業 負 担 金	6,159
		VIII 保 健 事 業 費	44,756
		(1) 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	5,128
		(2) 保 健 事 業 費	38,628
		(3) 死 亡 見 舞 金	1,000
		IX 積 立 金	1,001
		(1) 積 立 金	1,001
		X 公 債 費	1
		(1) 一 般 公 債 費	1
		XI 諸 支 出 金	2
		(1) 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2
		XII 予 備 費	199,570
		(1) 予 備 費	199,570
合 計	1,471,023	合 計	1,471,023

第Ⅲ款「保険給付費」は、歳出全体の約半分を占める6億7,866万3千円を計上している。令和2年度に対し200万円の増となっている。

第Ⅳ款「後期高齢者支援金等」、第Ⅴ款「前期高齢者納付金等」、第Ⅵ款「介護納付金」については、社会保険診療報酬支払基金に納付する額で、厚労省が示した算定手順により予算額を算出し、3款あわせて4億3,858万3千円となる。いずれも令和2年度予算額を下回り、3款合計で約3,634万円の減となっている。

第Ⅶ款「共同事業拠出金等」は6,751万8千円となる。「第1項 共同事業拠出金」は、高額医療費共同事業に対する拠出金で、国からこの事業を委託されている全国国保組合協会（全協）に支払う額となる。また、「第2項 共同事業負担金」は、全協のシステム導入費及び社会保障・税番号制度におけるサーバーのランニングコスト等で、厚労省が示した額となる。

第Ⅷ款「保健事業費」は、4,475万6千円となり、山口県国保連合会が示した単価で算出した各種手数料や、山口県医師会が示した単価で算出した委託料等を含む。

第Ⅸ款「積立金」では、法定積立額以上を保

有しているため、新たな積立は行わず、100万1千円となる。

第Ⅹ款「公債費」は科目存置として1千円、また、第Ⅺ款「諸支出金」は2千円を計上している。

最後に、歳入歳出を調整した結果、第Ⅻ款「予備費」として、令和2年度より5,472万5千円増の1億9,957万円を計上している。

以上で令和3年度の歳入歳出予算の説明を終わる。

何卒、慎重審議の上、ご承認賜るようお願い申し上げます。

議長、全議案について順次採決を行い、議員の挙手多数により原案どおり可決された。以上をもって議案の審議がすべて終了し、河村理事長の閉会挨拶で本組合を締めくくった。

**多くの先生方にご加入頂いております！**

詳しい内容は、下記お問合せ先にご照会ください

お申し込みは  
**随時**  
受付中です

医師賠償責任保険
所得補償保険
団体長期障害所得補償保険
傷害保険

取扱代理店 **山福株式会社**  
TEL 083-922-2551

引受保険会社 **損害保険ジャパン  
日本興亜株式会社**  
山口支店法人支社  
TEL 083-924-3005

**損害保険ジャパン日本興亜**

自動車保険・火災保険・積立保険・交通事故傷害  
保険・医師賠償責任保険・所得補償保険・傷害保険ほか

**あなたにしあわせをつなぐ**

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 代理店  
共栄火災海上保険株式会社 代理店

山福株式会社

TEL 083-922-2551